



道医師国保組合のお知らせ

被保険者証の更新について

北海道医師国民健康保険組合

本組合は、平成29年9月に被保険者証の更新を行います。新しい被保険者証は、9月中にお手元に届くように組合から組合員宛簡易書留により郵送いたします。

現在ご使用の被保険者証は、10月末日までに必ず所属の都市医師会または医育機関医師会事務局へ返還してください。

なお、ご返還いただく被保険者証を紛失された場合は、「被保険者証紛失届」をご提出いただくこととなります。

また、平成20年4月から後期高齢者医療制度が創設されたことにより、被保険者証の有効期限は各被保険者ごとに異なります。

道医師国保組合のお知らせ

被保険者の異動は必ず14日以内に届け出を

本組合は、次のような組合員または被保険者(家族・准組合員)の異動があったときは国民健康保険法および組合規約によって事実のあった日から14日以内に届け出ることが定められております。届け出が遅れますと保険料の調整(増減)および保険給付等に影響いたしますので、お早めに届け出をお願いいたします。

組合員が組合員資格を喪失するとき	道外に住所を変更したとき、他の医療保険に加入したとき 北海道医師会を退会したとき、医療および福祉の事業又は業務に従事しなくなったとき、死亡したとき
従業員(准組合員)が被保険者資格を取得するとき	組合員の開設又は管理する医療機関で、75歳未満の従業員を採用したとき (健康保険適用事業所を除く)
准組合員が被保険者資格を喪失するとき	組合員(医師)が組合員資格を喪失したとき、組合員の管理する医療機関を退職したとき、他の医療保険に加入したとき、死亡したとき
医師組合員の家族または准組合員の家族が被保険者資格を取得するとき	組合員もしくは准組合員と同一世帯になったとき(婚姻・転入・世帯合併) 他の医療保険の資格を喪失したとき(退職、任意継続期間満了等) 子どもが生まれたとき
医師組合員の家族または准組合員の家族が被保険者資格を喪失するとき	組合員もしくは准組合員と別世帯になったとき(婚姻・転出・世帯分離) 他の医療保険に加入したとき(就職等)、死亡したとき

上記のほか、組合員および准組合員の住所変更、組合員または被保険者(家族・准組合員)の氏名変更、遠隔地で修学する方がいる場合も届け出が必要となります。

※ 届け出用紙の備付(本組合ホームページからも入手できます。)および届け出先
各支部(所属の都市医師会および医育機関医師会事務局)
組合ホームページアドレス <http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>

ご不明な点がありましたら、業務(資格)係(TEL 011-271-7471)までお問い合わせください。

